

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する取扱要領

令和7年3月14日

6北総契第2778号

(趣旨)

第1条 この要領は、北区（以下「区」という。）と工事請負契約を締結している受注者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従事員が1,500人以下の建設業者をいう。以下同じ。）が、平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号通知（以下「基本通知」という。）等の規定に基づき、地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合において、区が工事請負契約書第4条第1項ただし書に基づき工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合に必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 区が融資制度に係る債権譲渡を承諾する対象工事は、次のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 請負金額（債権譲渡の承諾の申請時において、契約変更により請負金額が変更となった場合は、変更後の請負金額）が1,000万円以上の建設工事であること。
- (2) 当該工事の進捗率が、全体の2分の1以上であること。
- (3) 債権譲渡承諾の申請時において、年度内に完了することが見込まれる工事、又は、債務負担行為に係る工事若しくは前年度から繰り越される工事で、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であるものであること。
- (4) 次に掲げる事項の全てに該当していないこと。
 - ① 債権譲渡承諾依頼書の提出時点から、当該工事請負契約の履行期限までが2週間に満たないこと。
 - ② 受注者が工事請負契約書第43条第1項各号に該当し、債権譲渡を承諾することが不相当と認められること。
 - ③ 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのあること。
 - ④ 前3号のほか、受注者の施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡を承諾することが不相当と認められること。

(債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、次に定めるものとする。

- (1) 当該請負工事が完成した場合において、工事請負契約書第30条第2項の検査に合格し引渡した既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払、部分払の金額及び工事請負契約により発生する区の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- (2) 当該工事請負契約の内容について変更が生じ、請負金額が増減した場合は、債権譲

渡承諾時の工事代金債権の額に、契約変更により増額又は減額された後の額とする。

- (3) 当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第 47 条第 1 項の既済部分の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する請負金額から既に支払を受けた前金払、中間前金払、部分払の金額及び当該工事請負契約により発生する違約金等の区の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第 4 条 工事請負代金債権の譲渡人は、融資制度を利用する中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とする。この場合において、建設共同企業体（以下「JV」という。）の場合は、構成員全員が中小・中堅元請建設業者であるものとする。ただし、JVの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡はできず、JV構成員全員が債権全体を一括して譲渡することが条件とする。

2 工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設企業に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に定める事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）
- (2) 特例民法法人である建設業者団体又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、かつ、本融資制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者

(支払計画等の提出)

第 5 条 債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認するものとする。

2 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）は、債権譲受人から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認するものとする。

(債権譲渡承諾事務の分掌)

第 6 条 債権譲渡の承諾に関する事務は、総務部契約管財課長（以下「契約管財課長」という。）が行う。

(債権譲渡の承諾申請)

第 7 条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行おうとする場合は、契約管財課長に事前協議を行った上で、共同して次の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）3通
- (2) 区の承諾を得ることを停止条件とした締結済の債権譲渡契約証書の写し1通
- (3) 工事履行報告書（第2号様式）1通

なお、申請日が当該月の16日以降である場合は、当該月の15日までの進捗状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。

- (4) 発行日から3箇月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。）1通
- (6) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し1通
- (7) 当該工事請負契約締結時の債権譲渡人の印が、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）に押印されている使用印又は代理人印（以下「使用印等」という。）である場合は、当該受付票の写し1通

2 前項の規定による申請は、当該工事請負契約の履行期限の2週間前までに、債権譲渡人と債権譲受人が共同して総務部契約管財課（以下「契約管財課」という。）に持参して行う（郵送等による提出は認めない。）。

ただし、共同して持参できない場合は、債権譲渡人又は債権譲受人のいずれかの委任状（第3号様式）を提出することにより、単独で提出することができる。

（債権譲渡の承諾基準）

第8条 前条の規定により、申請を受けた契約管財課長は、次の事項について確認を行うものとする。

- (1) 対象工事が第2条の条件を満たしていること。
- (2) 債権譲渡承諾依頼書が、次の事項の全てを満たしていること。
 - ① 同じものが3通提出されていること。
 - ② 指定の様式を使用しており、必要事項の全てが記載されていること。
 - ③ 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が契約書と一致していること。
 - ④ 債権譲渡人の使用した印が契約書に押印したものと一致していること。ただし、契約締結後に使用印等の変更があった場合は、受付票により確認すること。
 - ⑤ 債権譲受人の所在地、名称、代表者職氏名及び印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写しに記載されている被保証者名及び印と一致していること。
 - ⑥ 支払済の前金払、中間前金払及び部分払の金額に誤りがなく、申請時における債権譲渡額が工事請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

- ⑦ J V案件にあつては、J Vの名称及びJ Vの代表者並びにJ Vの構成員の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名の記載があり、使用した印がJ V協定書と一致していること。
- (3) 締結済の債権譲渡契約証書の写しが、次の事項の全てを満たしていること。
- ① 工事件名、工事場所、契約締結日、工期、請負金額、債権譲渡人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が契約書と一致していること。
- ② 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書の記載と一致していること。
- ③ 債権譲渡人及び債権譲受人の印が印鑑証明書と一致していること。
- ④ J V案件にあつては、J Vの名称及びJ Vの代表者並びにJ Vの構成員の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名の記載があり、使用した印がJ V協定書と一致していること並びにJ V各構成委員全員が譲渡に同意していること。
- (4) 工事履行報告書の実施工程により、当該工事の進捗状況が、全体の2分の1以上であること。
- (5) 発行日から3箇月以内の印鑑証明書が提出されていること。
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する次のものが提出されていること。
- ① 承諾書の写しの内容が役務保証特約付ではない通常の履行保証の内容であり、かつ、適正な相手方が発行したものであること。
- ② 区に提出済の保険又は保証証券等及び保証約款等と承諾書の記載内容が一致していること。
- (7) 振興基金が債権譲受人に対して発行した融資制度についての債務保証承諾書（根保証用）の写しが提出されていること。

(債権譲渡の承諾)

- 第9条 契約管財課長は、債権譲渡の承諾に係る事前協議を受けたときは、工事主管課にその旨を連絡し、工事の進捗状況等を確認するものとする。
- 2 契約管財課長は、第7条の規定により提出された申請書類を前条の規定による承諾基準により審査し、当該基準に適合すると認められる場合は、工事主管課長の合議を得て債権譲渡の承諾について意思決定をし、債権譲渡整理簿（第4号様式）に必要な事項を記載するものとする。
- 3 契約管財課長は、債権譲渡承諾書3通に公印及び確定日付印を押印し債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつを交付し、残りの債権譲渡承諾書及びその他の申請書類は第13条の規定による工事代金の請求があるまでの間、第7条の規定により提出された申請書類とともに保管する。
- 4 前3項の規定による債権譲渡の承諾手続は、第7条の規定による申請書類の提出を受

けてから2週間以内に行うものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第10条 第8条の承諾基準を満たさない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

- 2 前項の場合には、契約管財課長は、工事主管課長の合議を得て、債権譲渡の不承諾について意思決定し、不承諾とする理由を付した債権譲渡不承諾通知書(第5号様式)2通に公印を押印し、債権譲渡人と債権譲受人に各々1通ずつ交付する。
- 3 第7条の規定により提出された申請書類は、前項の規定による手続後に契約管財課で保管する。

(出来高の確認)

第11条 債権譲受人は、融資制度における債権譲渡契約の締結及び融資審査手続等を行う際には、譲受する工事請負代金債権の担保のために工事の出来高査定をするものとする。

- 2 債権譲受人は、出来高査定のために現場確認の必要がある場合には、事前に工事出来高確認協力申出書(第6号様式)を契約管財課長に提出するものとする。
- 3 契約管財課長は、前項の工事出来高確認協力申出書を受理したときは、速やかに工事主管課に送付するものとする。
- 4 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書を持参するものとし、区の職員から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

(融資実行の報告)

第12条 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、速やかに連署にて融資実行報告書を契約管財課長に提出するものとする。

- 2 契約管財課長は、融資実行報告書に記載されている債権譲渡人及び債権譲受人が債権譲渡承諾依頼書と一致すること及び債権譲渡人の印と契約書の押印が一致していることを確認の上で受理し、第7条の書類とともに契約管財課で保管する。
- 3 債権譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保障を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを契約管財課長に提出するものとする。
- 4 契約管財課長は、書類受理後に公共工事金融保証証書の写しを第7条の書類とともに保管する。

(工事代金等の請求)

第13条 債権譲受人は、工事請負契約書に定められた検査その他の所定の手続を経て、請負金額及び部分払の金額(以下「請負金額等」という。)の額が確定した場合に限り、債権譲渡人から譲り受けた工事代金債権の範囲内で、区に対し支払を請求することができる。ただし、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は区に対して請負代金等の請求をすることができない。

- 2 債権譲受人は、工事請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を区に対し請求するときには、工事代金請求書(第7号様式)を区長に提出するものとする。

3 前項の工事代金請求書は、第9条第3項、次条第4項及び第15条第4項の規定により契約管財課で保管していた書類とともに工事主管課長へ送付するものとする。

4 前項の規定により工事代金請求書等の送付を受けた工事主管課長は、工事代金債権の金額を確認の上で工事代金債権の支払先を債権譲受人に変更し、支出命令の手続を行うものとする。

(契約変更の場合の取扱い)

第14条 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により工事請負契約の請負金額が変更され、その結果、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に提出した承諾書の写しを提出するものとする。

2 債権譲渡人及び債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書(契約変更用)(第8号様式)を作成の上、区長に提出するものとする。

3 工事代金債権計算書(契約変更用)は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書により記載内容を確認した上で受理する。

4 工事代金債権計算書(契約変更用)を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に受付日及び当該契約変更に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載し、第9条第3項の規定による書類とともに契約管財課で保管する。なおこの場合において、記載内容に誤りがある場合は、正しい内容のものを再提出させるものとする。

(契約解除の場合の取扱い)

第15条 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等その他の理由により契約が解除された場合、契約管財課長は第3条第1項第3号の規定により算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

2 債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約解除用)(第9号様式)を作成の上、契約管財課長に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書(契約解除用)の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも認めるものとする。

3 工事代金債権計算書(契約解除用)は、工事請負契約書、債権譲渡承諾依頼書及び契約変更に伴う承諾書等により記載内容を確認した上で受理する。

4 工事代金債権計算書(契約解除用)を受理した場合は、債権譲渡整理簿の当該工事備考欄に、受付日及び契約解除に伴う工事代金債権の変更後の金額を記載し、第9条第3項の決定による書類とともに契約管財課で保管する。

(不正行為への措置)

第16条 当該融資制度に関し、債権譲渡人及び債権譲受人から提出された申請書類について、書類の偽造、改ざんその他の不正行為が認められたときは、契約管財課長は融資制度の監督官庁、債権譲受人の監督行政庁及び振興基金等にその事実を通報する。

(指名選定等における留意事項)

第17条 債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札における指名選定等におい

て不利益な取扱いをしてはならない。

(その他様式類等)

第 18 条 融資制度を実施するに当たって必要な債権譲受人における様式類等で本要領に定めのないものは、融資制度の監督官庁又は振興基金が定めたものを使用するものとする。

付 則

この要領は、令和 7 年 3 月 14 日から施行することとし、令和 13 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。